

## 社会福祉法人愛育福祉会

### 役員・評議員・各委員に係る報酬等規程

#### (目的)

第1条 この規程は、手定款第9条、第23条の規定による役員、評議員、及び福祉サービスに関する苦情解決規程第4条の規定による委員、ならびにその他委員の報酬及び交通費の額に関する事項を定める。

#### (支給の対象)

第2条 報酬および交通費の支給対象となる用務は次の通りとする。

- (1) 法人が開催する役員会等会議。
- (2) 所轄官庁の実施する法人・施設の指導監査。
- (3) 法人、施設の内部監査。
- (4) 役員研修会、又はその他必要な研修。
- (5) 職務を遂行するために法人本部、その他関係機関への出張等。

#### (報酬)

第3条 報酬の額は、源泉徴収税引き後の額を次の通り支給する。

- (1) 理事については、理事全体の報酬等の総額 900,000 円の範囲内で次の通り支給する。

用 務	報 酬 日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人役員業務のための出勤	5,000 円 (但し、3 時間以上)
研修会等	5,000 円 研修費は実費とする
出張	神戸市外の場合 5,000 円 旅費 (交通費、宿泊費) ・宿泊費は、県内 10,000 円、県外 15,000 円 を限度に実費支給
その他	役員損害賠償保険に係る保険料の額

- (2) 監事については、監事全体の報酬等の総額 300,000 円の範囲内で次の通り支給する。

用 務	報 酬 日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
監事監査の実施	20,000 円 (但し、監査時間 4 時間以上)
上記の他、法人役員業務のための出勤	5,000 円 (但し、3 時間以上)

研修会等	5,000 円 研修費は実費とする
出張	神戸市外の場合 5,000 円 旅費（交通費、宿泊費） ・宿泊費は、県内 10,000 円、県外 15,000 円 を限度に実費支給
その他	役員損害賠償保険に係る保険料の額

(3) 評議員

用 務	報 酬 日 額
評議員会等会議への出席	5,000 円
その他	役員損害賠償保険に係る保険料の額

(4) 評議員選任・解任委員

用 務	報 酬 日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円

(5) その他各委員

用 務	報 酬 日 額
法人各委員業務のための出勤	5,000 円（但し、3 時間以上）

(交通費)

第 4 条 第 2 条の役員・評議員・各委員の用務に係る交通費は、公共交通機関で片道 500 円を超える場合実費支給とし、片道 500 円以下の場合は報酬日額の中を含むものとする。

2. 第 3 条の研修会等・出張に係る交通費については社会通念上適切であると認められる範囲内で支給する。
3. 交通用具を使用せざるを得ない場合は、片道 30 km 以上で 500 円とし、その後片道 10 km 増えるごとに 300 円を加算し、上限片道 100 km 迄とする。

(支給方法)

第 5 条 支給方法は、その都度現金支給することを原則とする。

2. 第 3 条における役員、各委員の法人役員、各委員業務のための出勤については、3 時間以上勤務した場合において支給する。
3. 役員、各委員のうち職員として勤務し、みすまる保育園の諸規程の適用を受ける者は、本規程を適用しない。

附則

1. この規程は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
2. この規程は平成 29 年 3 月 1 日から実施する。